

令和6年度 第1回

広島県自動車小売業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県自動車小売業最低賃金専門部会委員名簿	P. 1
別冊 No. 2 -1	広島県自動車小売業最低賃金(現行)	P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 4
-4	令和6年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 6
別冊 No. 3	令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)	P. 8
別冊 No. 4	令和6年度最低賃金実態調査概要(自動車小売業)	P. 9

令和6年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車小売業最低賃金)

広島労働局

令和6年9月18日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	くるまもと しん 普 車元 晋	弁護士
	みつい まさのぶ 三井 正信	安田女子大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	あらき けいた 荒城 啓太	広島マツダ労働組合 副執行委員長
	うちだ しょうへい 内田 将平	自動車総連広島地方協議会 副議長
	とむら しんいちろう 戸村 伸一郎	全国マツダ労働組合連合会組織室/組織政治室 部長
使用者代表	いけく ぼ のりや 池久保 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	おきだ けんご 沖田 賢吾	株式会社ヒロマツホールディング 関連・新規事業担当取締役
	す もり よしゆき 巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県自動車小売業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３） 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 9 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 5 年 12 月 31 日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車小売業
適用する使用者 広島県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）
I 59 機械器具小売業のうち I 590 管理、補助的経済活動を行う事業所（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る） I 5900 主として管理事務を行う本社等 I 5908 自家用倉庫 I 5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 I 591 自動車小売業 I 5911 自動車（新車）小売業 I 5912 中古自動車小売業 I 5913 自動車部分品・附属品小売業 I 5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（県最賃適用） L7282 純粋持株会社（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

大分類I—卸売業，小売業

中分類59—機械器具小売業

総説

この中分類には、主として自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品を小売する事業所が分類される。

なお、自動車、自転車、電気機械器具の小売と修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

整備、修理専門の事業所は大分類R—サービス業（他に分類されないもの）
[891、901～909]に分類される。

590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

5908 自家用倉庫

機械器具小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所において、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

591 自動車小売業

5911 自動車(新車)小売業

主として自動車(新車)を小売する事業所をいう。

○乗用車(新車)小売業

×二輪自動車小売業〔5914〕;自動車一般整備業〔8911〕;自動車部分品・附属品小売業〔5913〕

5912 中古自動車小売業

主として中古自動車を小売する事業所をいう。

×自動車(新車)小売業〔5911〕;自動車部分品・附属品小売業〔5913〕

5913 自動車部分品・附属品小売業

主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。

○自動車タイヤ小売業;カーアクセサリー小売業;カーエアコン小売業;カーステレオ小売業

×二輪自動車部分品・附属品小売業〔5914〕

5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)(県最賃適用)

主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。

○スクータ小売業;原動機付自転車小売業;二輪自動車部分品・附属品小売業

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社

令和6年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	1	4,393
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	671
E225 鉄素型材（鋳鉄铸件）製造業	37	1,021
E229 その他の鉄鋼業	161	2,315
計	210	8,401

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	9	32
E244 建設用・建築用金属製品製造業	521	5,353
E249 その他の金属製品製造業	67	1,599
計	597	6,984

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	321	7,432
E26 生産用機械器具製造業	807	19,389
E27 業務用機械器具製造業	25	457
計	1,153	27,278

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	49	5,269
E29 電気機械器具製造業	257	6,649
E30 情報通信機械器具製造業	10	269
計	316	12,187

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	356
E 311 自動車・同附属品製造業	268	32,708
計	271	33,064

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	9
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	435	8,931
計	440	8,940

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	3	1,169
I 561 百貨店，総合スーパー	46	8,121
I 569 その他の各種商品小売業	28	385
計	77	9,675

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	17	544
I 591 自動車小売業	1,483	10,155
計	1,500	10,699

令和５年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性 諮問日	必要性 答申日	結審
青森	898	自動車小売業	919	923	4	改正	公正	8/10	9/12	10/16
岩手	893	自動車小売業	903	945	42	改正	公正	8/8	8/24	10/31
宮城	923	自動車小売業	946	986	40	改正	公正	7/31	8/23	10/16
秋田	897	自動車小売業	897	938	41	改正	協約	8/7	8/23	10/11
福島	900	自動車小売業	922	960	38	改正	協約	8/1	8/7	10/4
埼玉	1,028	自動車小売業	1,018	1,060	42	改正	公正	7/31	8/2	9/25
新潟	931	自動車小売業	961	997	36	改正	協約	8/7	8/7	10/20
島根	904	自動車小売業	932	960	28	改正	協約	8/28	8/28	9/29
広島	970	自動車小売業	958	993	35	改正	公正	8/4	8/4	11/1
福岡	941	自動車小売業	987	1,028	41	改正	協約	7/28	8/22	10/6
大分	898	自動車小売業	902	942	40	改正	公正	8/17	8/28	10/23
宮崎	897	自動車小売業	890	927	37	改正	協約	8/3	8/28	10/19
鹿児島	897	自動車小売業	902	945	43	改正	協約	8/2	8/28	10/25

令和6年度

最低賃金実態調査の概要

(自動車小売業)

広島労働局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P 10
7	引上げ試算表	P 11
8	経過表（平成 17 年～令和 5 年度）	P 12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事 業 所

製造業及び新聞業、出版業については1～99 人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29 人の民営事業所のうちから、「平成 30 年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99 人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労 働 者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29 人の事業所は全労働者、労働者 30～99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

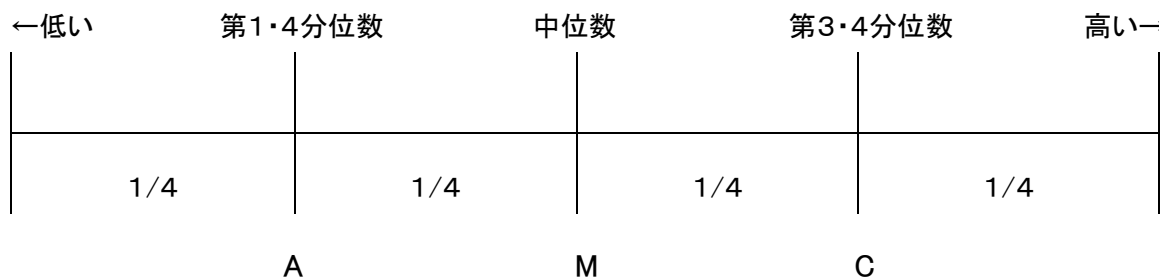
調査は通信調査とし、令和6年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の広がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(自動車小売業)

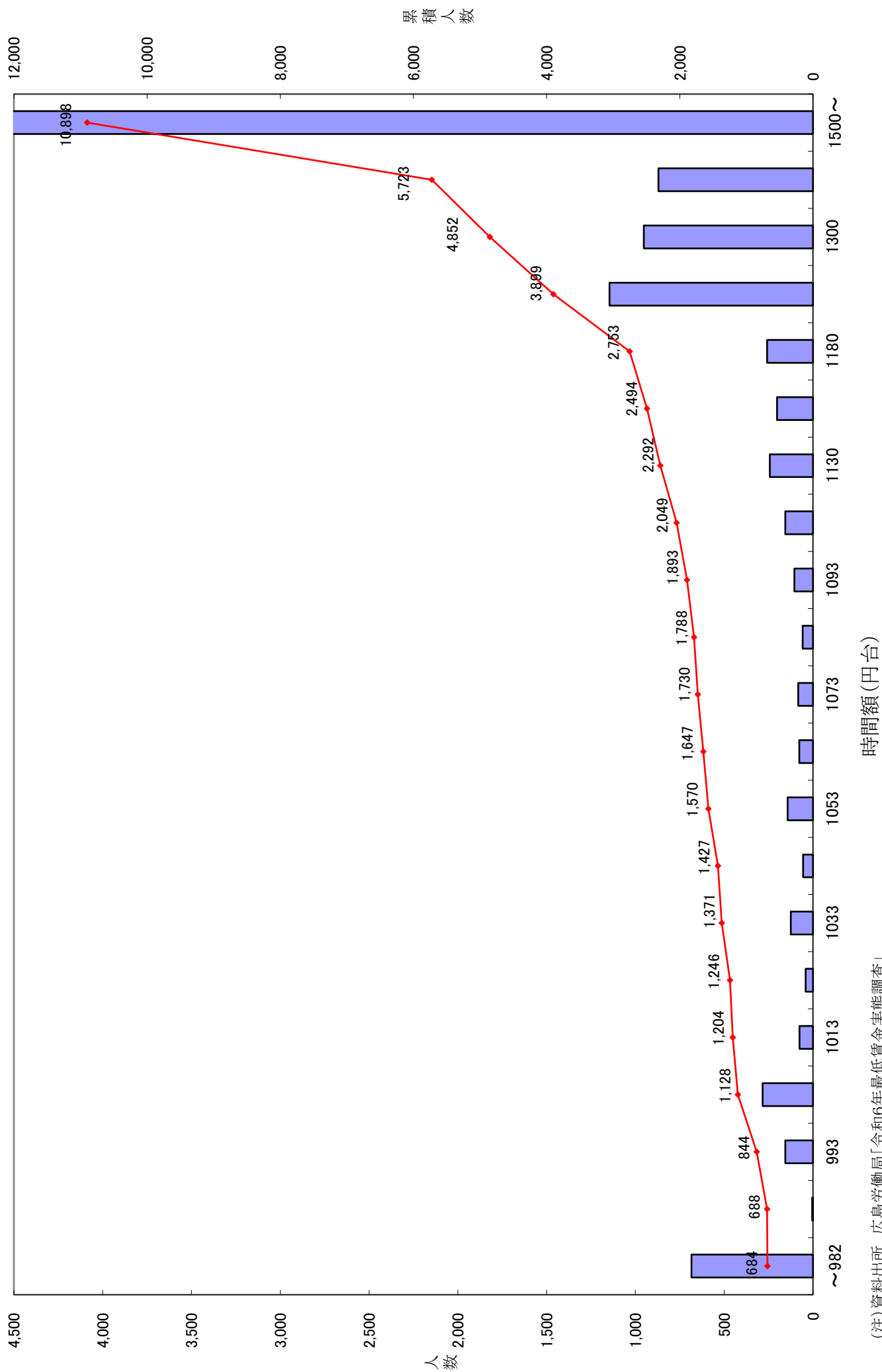
規模	内 訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	第1・20分位数(円)	900	897	909	918	945	970
	対 前 年 増 減 率	5.63%	-0.33%	1.34%	0.99%	2.94%	2.65%
	第1・10分位数(円)	987	993	966	960	992	1,000
	対 前 年 増 減 率	8.34%	0.61%	-2.72%	-0.62%	3.33%	0.81%
	第1・4分位数(円)	1,278	1,108	1,130	1,140	1,153	1,185
	対 前 年 増 減 率	12.50%	-13.30%	1.99%	0.88%	1.14%	2.78%
	中 位 数 (円)	1,548	1,375	1,381	1,376	1,381	1,462
	対 前 年 増 減 率	11.93%	-11.18%	0.44%	-0.36%	0.36%	5.87%
	労 働 者 数	9,815	9,433	10,848	10,495	9,409	10,898
1 人	第1・20分位数(円)	850	896	880	899	907	970
	対 前 年 増 減 率	3.66%	5.41%	-1.79%	2.16%	0.89%	6.95%
	第1・10分位数(円)	900	942	920	930	958	1,000
	対 前 年 増 減 率	5.88%	4.67%	-2.34%	1.09%	3.01%	4.38%
	第1・4分位数(円)	1,009	1,096	1,091	1,093	1,056	1,157
	対 前 年 増 減 率	-1.66%	8.62%	-0.46%	0.18%	-3.39%	9.56%
	中 位 数 (円)	1,348	1,355	1,350	1,359	1,305	1,459
	対 前 年 増 減 率	2.28%	0.52%	-0.37%	0.67%	-3.97%	11.80%
	労 働 者 数	3,970	3,304	3,766	3,566	3,107	3,702
10 人	第1・20分位数(円)	1,000	890	920	930	960	954
	対 前 年 増 減 率	2.46%	-11.00%	3.37%	1.09%	3.23%	-0.62%
	第1・10分位数(円)	1,000	920	979	1,011	1,023	1,004
	対 前 年 増 減 率	-3.75%	-8.00%	6.41%	3.27%	1.19%	-1.86%
	第1・4分位数(円)	1,429	1,103	1,141	1,181	1,200	1,200
	対 前 年 増 減 率	18.49%	-22.81%	3.45%	3.51%	1.61%	0.00%
	中 位 数 (円)	1,548	1,379	1,417	1,402	1,420	1,464
	対 前 年 増 減 率	4.10%	-10.92%	2.76%	-1.06%	1.28%	3.10%
	労 働 者 数	5,845	5,652	5,912	5,675	5,259	5,622
30 人	第1・20分位数(円)		1,026	964	930	982	993
	対 前 年 増 減 率	-	-	-6.04%	-3.53%	5.59%	1.12%
	第1・10分位数(円)		1,123	1,000	964	1,063	1,055
	対 前 年 増 減 率	-	-	-10.95%	-3.60%	10.27%	-0.75%
	第1・4分位数(円)		1,259	1,179	1,120	1,181	1,181
	対 前 年 増 減 率	-	-	-6.35%	-5.00%	5.45%	0.00%
	中 位 数 (円)		1,523	1,382	1,290	1,414	1,473
	対 前 年 増 減 率	-	-	-9.26%	-6.66%	9.61%	4.17%
	労 働 者 数		477	1,170	1,254	1,043	1,574

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

自動車小売業の最低賃金

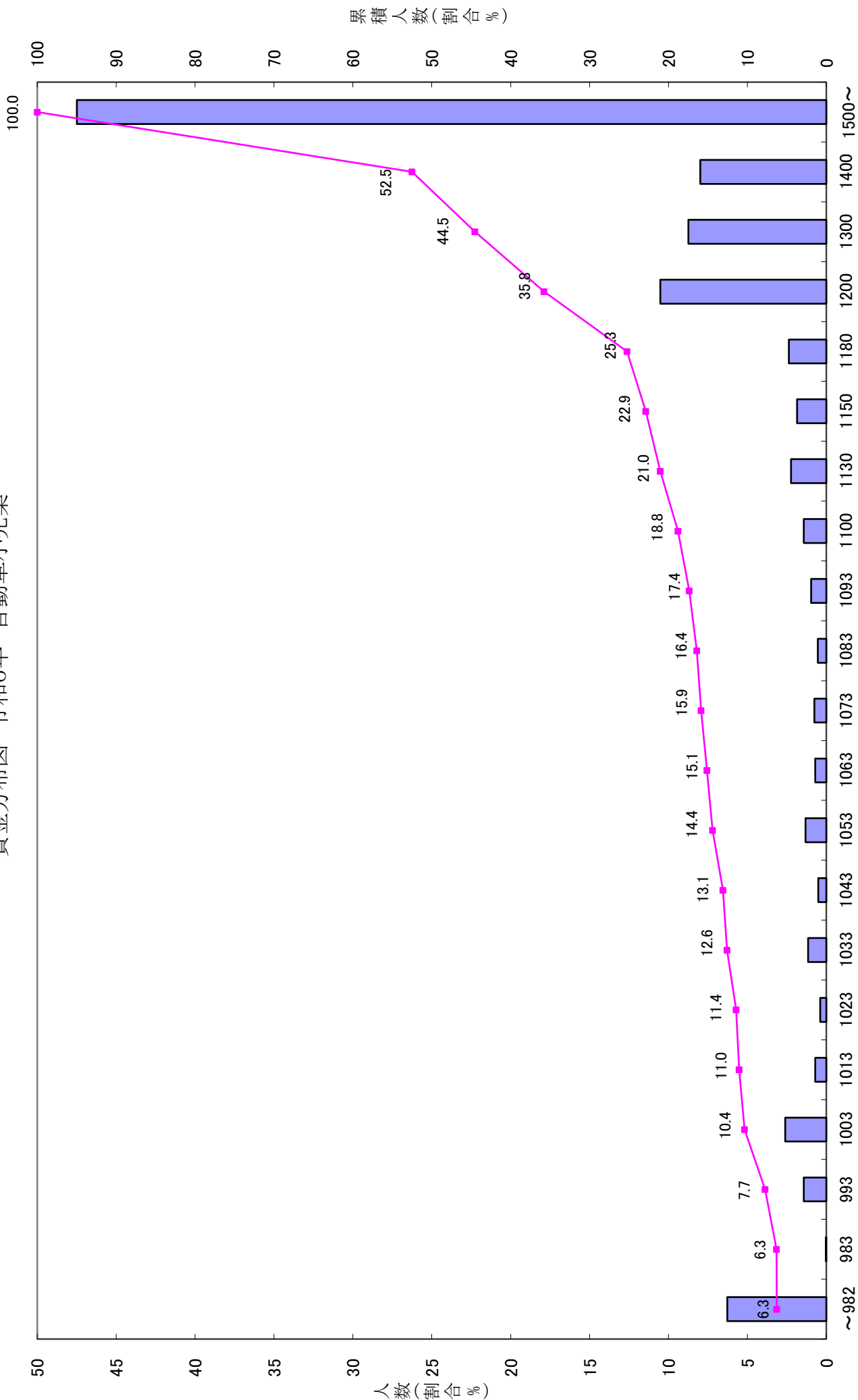
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時 間 額	890円	912円	913円	930円	958円	993円
発 効 日	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31

賃金分布図 令和6年 自動車小売業



(注) 資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

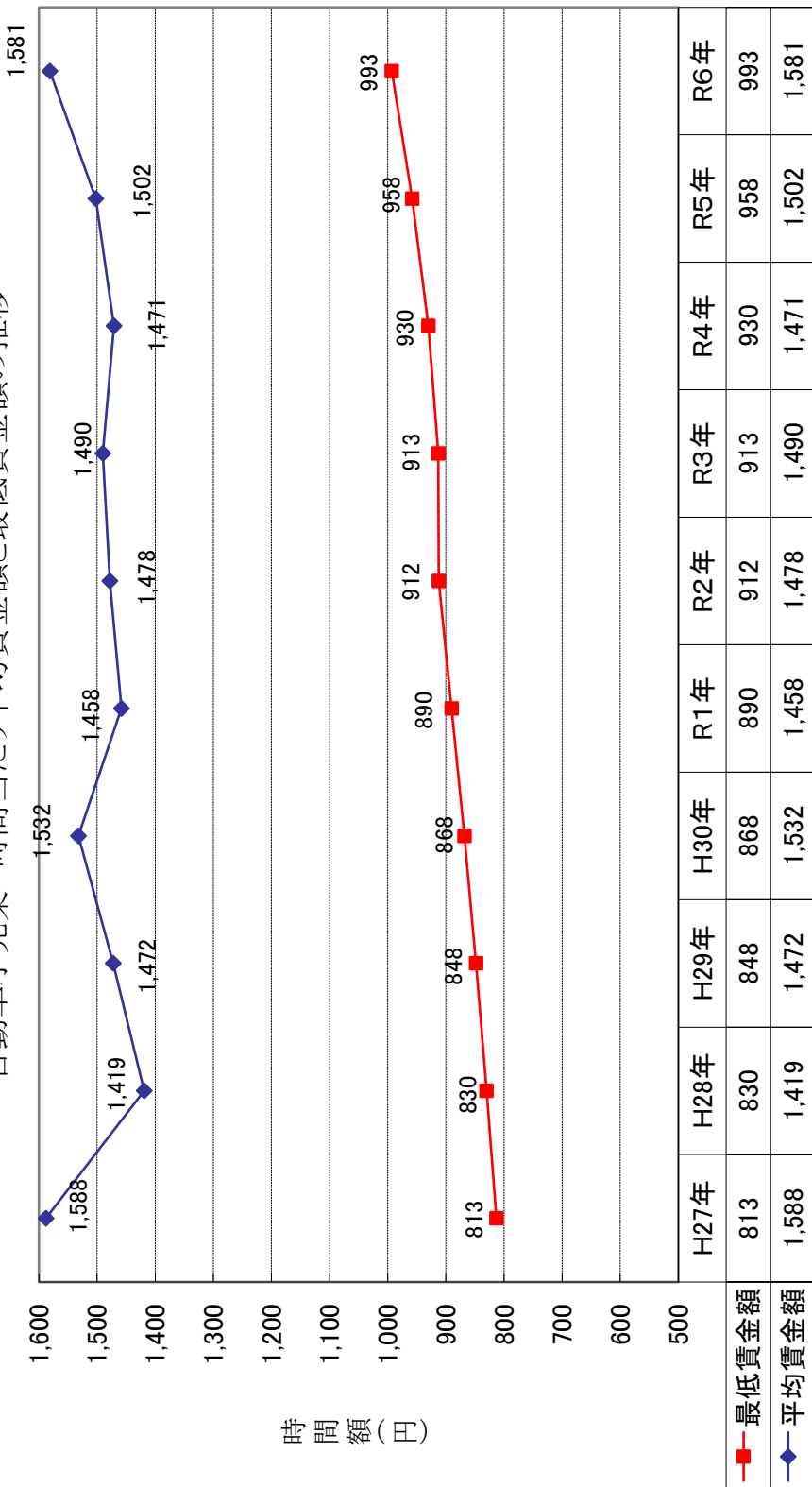
賃金分布図 令和6年 自動車小売業



(注)資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

時間額(円台)

自動車小売業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

自動車小売業

最低賃金額 993円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,462	円 1,581
規模(1～9人)	円 1,459	円 1,568
規模(10～29人)	円 1,464	円 1,570
規模(30～99人)	円 1,473	円 1,652

(注) 資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

自動車小売業

最低賃金額 993円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	6.8%	739人
規模(1～9人)	7.3%	272人
規模(10～29人)	7.2%	405人
規模(30～99人)	4.0%	63人

全労働者数	10,898
-------	--------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和6年 自動車小売業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%) (未満率)	(人)
【 現 行 】		993	7.7	844
1	0.10	994	7.8	848
2	0.20	995	7.8	848
3	0.30	996	7.8	853
4	0.40	997	7.9	863
5	0.50	998	8.0	872
6	0.60	999	8.1	881
7	0.70	1,000	10.3	1,124
8	0.81	1,001	10.3	1,124
9	0.91	1,002	10.4	1,128
10	1.01	1,003	10.4	1,128
11	1.11	1,004	10.7	1,161
12	1.21	1,005	10.8	1,174
13	1.31	1,006	10.8	1,178
14	1.41	1,007	10.8	1,178
15	1.51	1,008	10.8	1,178
16	1.61	1,009	10.9	1,183
17	1.71	1,010	11.0	1,199
18	1.81	1,011	11.0	1,204
19	1.91	1,012	11.0	1,204
20	2.01	1,013	11.0	1,204
21	2.11	1,014	11.0	1,204
22	2.22	1,015	11.0	1,204
23	2.32	1,016	11.0	1,204
24	2.42	1,017	11.0	1,204
25	2.52	1,018	11.1	1,209
26	2.62	1,019	11.1	1,209
27	2.72	1,020	11.3	1,233
28	2.82	1,021	11.4	1,237
29	2.92	1,022	11.4	1,241
30	3.02	1,023	11.4	1,246
31	3.12	1,024	11.5	1,251
32	3.22	1,025	11.6	1,264
33	3.32	1,026	11.6	1,264
34	3.42	1,027	11.6	1,264
35	3.52	1,028	11.6	1,264
36	3.63	1,029	11.8	1,291
37	3.73	1,030	12.3	1,345
38	3.83	1,031	12.4	1,353
39	3.93	1,032	12.6	1,371
40	4.03	1,033	12.6	1,371
41	4.13	1,034	12.8	1,398
42	4.23	1,035	12.9	1,409
43	4.33	1,036	12.9	1,409
44	4.43	1,037	12.9	1,409
45	4.53	1,038	12.9	1,409
46	4.63	1,039	13.0	1,413
47	4.73	1,040	13.0	1,413
48	4.83	1,041	13.1	1,427
49	4.93	1,042	13.1	1,427
50	5.04	1,043	13.1	1,427
(注)全労働者数				10,898

(注) 「令和5年最低賃金実態調査」における「広島県自動車小売業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

（ 自動車小売業 ）

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成17年度	741	4	0.5	2.6	2.9
平成18年度	745	4	0.5	2.1	2.4
平成19年度	755	10	1.3	2.6	3.2
平成20年度	764	9	1.2	2.2	2.6
平成21年度	767	3	0.4	3.4	3.7
平成22年度	775	8	1.0	2.2	2.6
平成23年度	780	5	0.6	2.6	2.6
平成24年度	787	7	0.9	0.6	1.8
平成25年度	798	11	1.4	3.6	4.1
平成26年度	813	15	1.9	3.2	4.9
平成27年度	830	17	2.1	6.8	7.5
平成28年度	848	18	2.2	5.2	6.4
平成29年度	868	20	2.4	5.9	9.2
平成30年度	890	22	2.5	5.7	7.0
令和元年度	912	22	2.5	3.4	6.7
令和2年度	913	1	0.1	6.8	7.0
令和3年度	930	17	1.9	5.5	8.1
令和4年度	958	28	3.0	6.0	6.4
令和5年度	993	35	3.7	6.8	10.0

(注)資料出所:毎年 of 広島労働局「最低賃金実態調査」